

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年5月30日	
大阪府知事 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市中央区博労町4丁目2番15号 ヨドコウ第2ビル 4階	
氏名 中川企画建設株式会社	
代表取締役社長 中川 廣次	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6252-1123	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中川企画建設株式会社 本社
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区博労町4丁目2番15号 ヨドコウ第2ビル 4階
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高（21,473,329,000-）
③従業員数	191
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	排出量	3,849.00 t	1.65 t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善（汚泥） ・実寸発注の実施（木くず・石膏ボード） ・余剰材の引き取り（木くず・紙くず）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	排出量	3,656.55 t	1.57 t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組を実施 ・梱包材の簡素化（廃プラスチック類・木くず・紙くず） ・ユニット化持込み（木くず・スクラップ）		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊）、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分類・保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、石膏ボード、金属くず、紙くずについても分別を実施。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
389.76 t	0.12 t	5.00 t	29.85 t

②計画

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
370.27 t	0.11 t	4.75 t	28.36 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
6,059.37 t	20.72 t	4.44 t	115.75 t

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
5,756.40 t	19.68 t	4.22 t	109.96 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
34.66 t	0.15 t	t	t

②計画

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
32.93 t	0.14 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組) ・自ら産業廃棄物の中間処理は行わない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) ・自ら産業廃棄物の中間処理は行わない			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分は行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分は行わない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	全処理委託量	3,849.00 t	1.65 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,139.00 t	1.65 t
	再生利用業者への処理委託量	3,849.00 t	1.65 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に則り、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、契約を実施している。 ・委託契約及びマニフェストを可能なかぎり電子契約可能な業者を選定している。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
389.76 t	0.12 t	5.00 t	29.85 t
28.33 t	0.00 t	5.00 t	4.80 t
317.63 t	0.12 t	5.00 t	29.85 t
72.13 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
6,059.37 t	20.72 t	4.44 t	115.75 t
2,195.46 t	0.00 t	4.44 t	84.24 t
6,054.93 t	20.72 t	4.44 t	57.77 t
4.44 t	0.00 t	0.00 t	57.98 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面-4)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
34.66 t	0.15 t	t	t
26.64 t	0.15 t	t	t
8.02 t	0.15 t	t	t
26.64 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	全処理委託量	3,656.55 t	1.57 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,032.05 t	1.57 t
	再生利用業者への処理委託量	3,656.55 t	1.57 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・上記に加え、可能かぎり優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

②計画

木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード
370.27 t	0.11 t	4.75 t	28.36 t
26.91 t	0.00 t	4.75 t	4.56 t
301.75 t	0.11 t	4.75 t	28.36 t
68.52 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)
5,756.40 t	19.68 t	4.22 t	109.96 t
2,085.69 t	0.00 t	4.22 t	80.03 t
5,752.18 t	19.68 t	4.22 t	54.88 t
4.22 t	0.00 t	0.00 t	55.08 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

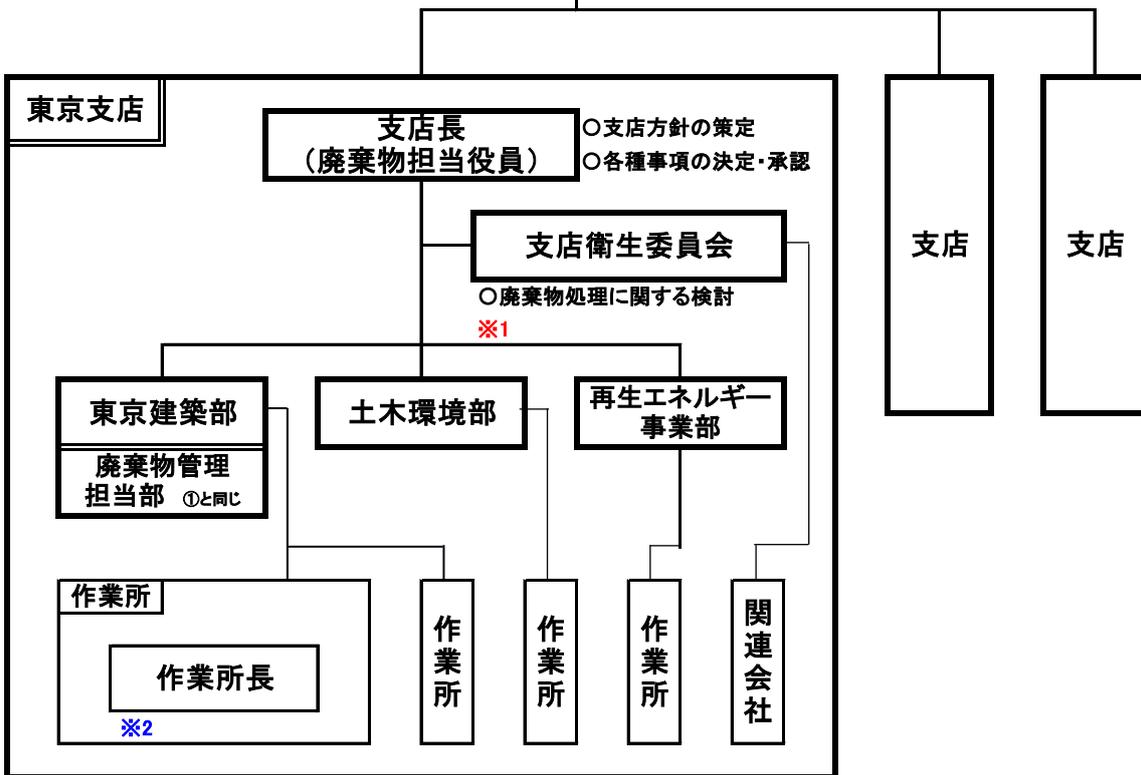
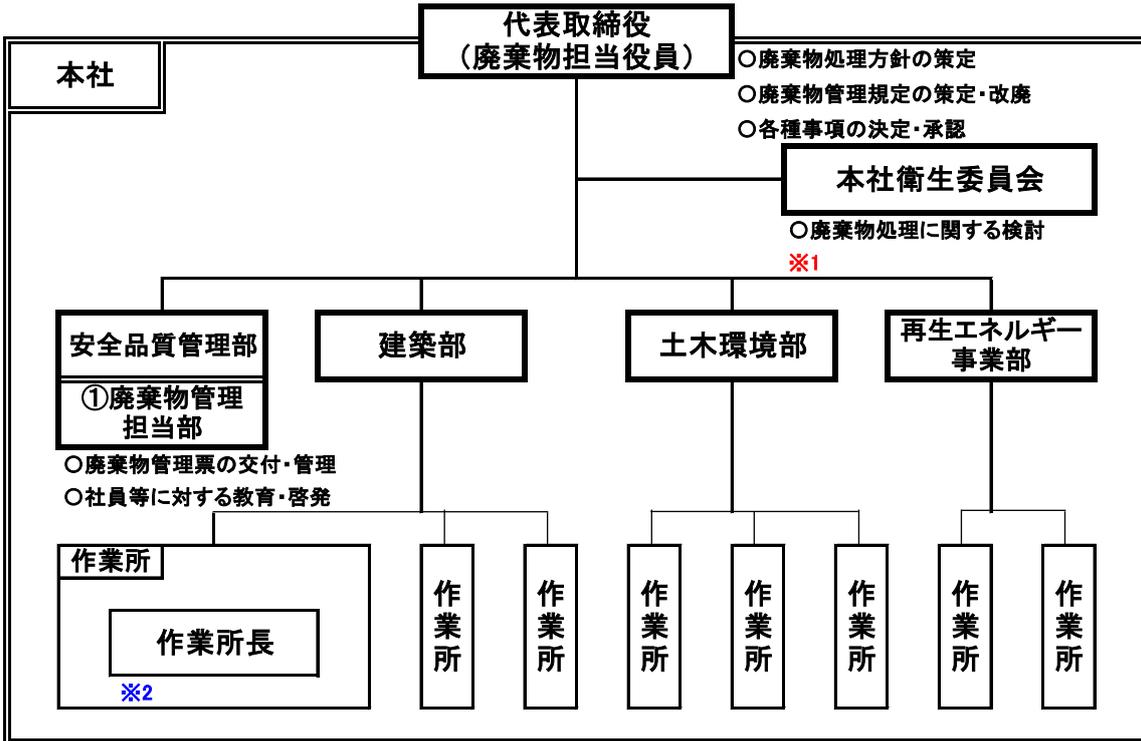
石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
32.93 t	0.14 t	t	t
25.31 t	0.14 t	t	t
7.62 t	0.14 t	t	t
25.31 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添2 管理体制図

廃棄物管理組織



※1

○廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要事項を検討する。

※2

- 廃棄物処理計画の作成
- 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
- 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- 委託契約の締結
- 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置
- 監督官庁への各種報告
- その他関連する事項